

# 「平成23年7月新潟県豪雨義援金」募集要綱

社会福祉法人 新潟県共同募金会

## 1 趣旨

平成23年7月29日、30日にかけての集中豪雨により床上浸水、家屋の倒壊等の災害が発生し、新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、十日町市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、田上町、阿賀町に災害救助法が適用されました。新潟県共同募金会（以下「当会」という）は、この災害で被災を受けられた方々を支援することを目的に、義援金の募集を実施する。

## 2 義援金の名称

平成23年7月新潟県豪雨義援金

## 3 受付期間

平成23年8月1日（月）から平成23年10月31日（月）まで

## 4 義援金受入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
第四銀行	白山支店	(普) 1660049	社会福祉法人 新潟県共同募金会
北越銀行	県庁支店	(普) 2005705	
大光銀行	新潟支店	(普) 3043002	

※ 第四銀行・北越銀行・大光銀行各本支店での窓口での振込みについての手数料は無料です。

## 5 義援金の配分

当会で取りまとめた義援金は、新潟県災害対策本部へ送金し、県が設置する義援金配分委員会で決定し被災者に配分します。

## 6 領収書の発行

義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税）を希望される場合は、別紙「税制上の優遇措置領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ当会へ送付する。後日領収書を発行する。

## 7 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

問い合わせ先 025-281-5532